

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 受注者は、発注者の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。（ネットワーク、情報システム等の使用）

第6条 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって、発注者の管理するネットワークに受注者の情報機器を接続し、又は発注者の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ発注者の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、発注者の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 発注者は、受注者が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、受注者の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、発注者はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 発注者は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 受注者は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 受注者は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 発注者は、この特約条項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査

が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。